

議案第75号

静岡市清水みなとふれあいセンターの指定管理者の指定について

静岡市清水みなとふれあいセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年2月16日提出

静岡市長 田辺信宏

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	静岡市清水みなとふれあいセンター 静岡市清水区駒越西二丁目10番10号
指 定 管 理 者	(所在地) 静岡市清水区駒越西二丁目10番10号 (名称) 社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団 (代表者名) 理事長 大塚 康夫
指 定 期 間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

参考資料

社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団の概要

設 立 昭和57年4月1日

基本財産 300万円

目 的 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう
創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに
健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会
において営むことができるよう支援することを目的とする。

事業実績 指定管理事業の実績

静岡市清水みなとふれあいセンター

静岡市清水ひびきワークなど4施設

静岡市清水うみのこセンター